

防地防第9100号
25.6.27
一部改正 防地防第4350号
26.3.28
防地防(事)第181号
28.4.1
防地防(事)第150号
29.3.31
防地防(事)第143号
30.3.30
防地防(事)第156号
31.4.25
防地防(事)第183号
令和2年3月31日
防地防(事)第99号
令和3年4月1日
防地地(事)第147号
令和4年4月1日
防地地(事)第128号
令和5年3月31日
防地地(事)第137号
令和6年3月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合又は額について
(通達)

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条及び附則第4項の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の吹付石綿処理に係る補助の割合及び補助の額について（施本第2698号（CFS）。昭和63年11月28日）は、廃止する。

添付書類：別紙

民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合又は額について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条に基づく助成（同法附則第2項による廃止前の防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）第4条に基づく助成を含む。）により、吹付石綿（石綿を含有するロックウールを含む。以下同じ。）を使用して整備された施設（以下「吹付石綿使用施設」という。）の吹付石綿の処理について、防衛大臣が定める補助の割合又は額は、次のとおりとする。

- 1 吹付石綿使用施設のうち、民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について（防地防第2568号。20.3.7）別紙第1の表の左欄に掲げる施設に係る補助の割合は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合とする。
- 2 次に掲げる吹付石綿使用施設に係る補助の割合は、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）の3分の2とする。ただし、事業費に補助の割合を乗じて得た額が、16,700円に吹付石綿の処理面積及び付表に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める係数（以下「地域係数」という。）を乗じて得た額を超える場合は、当該処理面積及び地域係数を乗じて得た額を事業費で除して得た割合とする。
 - (1) 農業用施設（農民研修施設及び農民集会施設に限る。）
 - (2) 林業用施設（林業研修施設に限る。）
 - (3) 漁業用施設（漁民研修施設に限る。）
 - (4) 市町村の主たる事務所
 - (5) 商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設
- 3 吹付石綿使用施設のうち、老人福祉センター及び一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）に係る補助の額は、16,700円に吹付石綿の処理面積及び地域係数を乗じて得た額とする。
- 4 吹付石綿使用施設が、社会情勢等の変化により、他の施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条の表の第2欄に掲げる施設又はこれらの施設に類する施設に限る。）に転用された場合には、当該吹付石綿使用施設を転用される前の施設とみなして、前3項の規定を適用する。

附表

地域	係数	地域	係数
北海道		福井	0.96
道北	1.07	滋賀	0.98
道東	1.08	京都	0.98
道央	1.06	大阪	0.98
道南	1.07	兵庫	0.97
(離島)		奈良	0.98
奥尻島	1.26	和歌山	0.98
礼文島及び利尻島	1.31		
青森	0.98	鳥取	0.94
岩手	1.01	島根	0.94
宮城	1.01	岡山	0.95
秋田	0.99	広島	0.94
山形	0.99	山口	0.95
福島	0.99	(離島)	
		瀬戸内海の離島	1.05
		隠岐諸島	1.22
茨城	0.99		
栃木	1.00	徳島	1.01
群馬	0.99	香川	0.99
埼玉	1.00	愛媛	0.99
千葉	1.00	高知	0.99
東京	1.00		
神奈川	1.00	福岡	0.99
山梨	1.00	佐賀	0.97
長野	1.00	長崎	0.97
(離島)		熊本	0.99
大島	1.17	大分	0.99
八丈島	1.61	宮崎	0.99
上記以外の伊豆諸島	1.50	鹿児島	1.00
小笠原諸島	2.21	(離島)	
		五島列島	1.19
新潟	0.98	対馬	1.24
富山	0.99	壱岐島	1.17
石川	0.98	大隅諸島	1.25
(離島)		奄美群島	1.35
佐渡島	1.07		
		沖縄	1.05
岐阜	0.98	(離島)	
静岡	0.98	宮古島	1.17
愛知	0.98	石垣島	1.18
三重	0.99	八重山列島(石垣島を除く。)	1.33
		大東諸島	1.51

注：道北（宗谷、上川及び留萌）、道東（オホーツク、根室、釧路及び十勝）、道央（空知、石狩、後志、胆振及び日高）及び道南（檜山及び渡島）は、総合振興局又は振興局の所管区域を指す。